

旅行業登録票

(業務範囲：海外旅行、国内旅行)

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
(Scope of Activities : Oversea Travel, Domestic Travel)

登録番号 Number	北海道知事登録旅行業第3-609号
登録年月日 Date of License	平成23年8月1日
有効期間 Term of Validity	平成28年 8月 1日から平成33年 7月 31日まで from to
氏名又は名称 Name	株式会社アクティブ
営業所の名称 Name of Branch	アクティブトリップ
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	総合旅行業務取扱管理者 オールベリ 俊江
受託取扱 企画旅行 Trustee Contract	

(注) 1 旅行業法施行規則第31条に規定する規格の標識用紙（以下「登録票」という。）に転記し、営業所の見やすいところに掲示してください。

(1) 海外旅行・国内旅行を取り扱う営業所の場合（第11号様式：青色）

(2) 国内旅行のみを取り扱う営業所の場合（第12号様式：白色）

2 登録票の受託取扱企画旅行の欄には、受託契約を締結している全ての委託旅行業者の名称を記載してください。

3 営業所が複数ある場合には、各営業所毎に「営業所の名称」欄にそれぞれの営業所名を記載した登録票を掲示してください。